

令和 6 年能登半島地震による被災者支援制度一覧

小 松 市

【第十版】 令和7年10月15日現在

被災者支援制度一覧

(1)個人の方

	No.	国	県	市	支援制度 罹災証明書区分	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊	申請期限	ページ
生活・住まい	1	○			住宅の緊急修理(ブルーシート等)	被災写真を元に建築住宅課が判断						R6.3.31	3
	2	○			住宅の応急修理	○	○	○	○	○		R8.9.30	
	3	○			応急仮設住宅(賃貸型)	○	○	○	○			R7.1.31	
	4			○	応急仮設住宅(市営住宅)	能登半島地震にともない罹災証明書が発行された方						R6.12.27	4
	5	○			学用品の支給	○	○	○	○			当面の間	
	6		○		入浴支援	罹災証明若しくは申請書をお持ちの方						当面の間	
	7		○		生活家電購入支援	災害救助法に基づく応急住宅入居者						R8.3.31	5
	8	○			生活必需品の給与等	○	○	○	○			※3	
	9		○		被災宅地等復旧支援	被災した宅地の所有者、管理者又は占有者						当面の間	
	10	○	○	○	被災住宅の耐震化支援 ※2	○	○	○	○	○	○	当面の間	6・7
生活再建	11	○			被災者生活再建支援制度(基礎支援金)	○	○	※1				R8.2.2	8・9
	12	○	○	○	被災者生活再建支援制度(加算支援金)	○	○	○	○			R9.2.1 ※半壊世帯のみ R9.2.1	
	13			○	被災者生活再建支援制度(小松市見舞金)					○		R6.12.27	
	14			○	災害援護資金貸付制度	○	○	○	○			当面の間	9
	15			○	被災家屋の解体・撤去(公費解体)	○	○	○	○			R6.12.27	
				○	被災家屋の解体・撤去(費用償還)	○	○	○	○			R6.12.27	
	16			○	農業機械再取得等支援事業	○	○	○	○	○	○	R6.10.18	10
市税	17			○	被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の減額	○	○	○	○			お問合せ下さい	10
	18			○	被災代替償却資産に係る固定資産税の減額							代替償却資産を取得した年の翌年の1月31日	
	19			○	国民健康保険税の減免	○	○	○	○			2025/3/31	11
保険料	20			○	介護保険料の減免	○	○	○	○			R7.3.31	11
	21			○	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	○			R7.3.31	
学校関係	22			○	小松市立高校の入学学力検査手数料の免除	令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により保護者等の家屋が半壊以上の被害を受けた生徒						—	12
	23			○	小松市立高校の入学金の免除	令和6年能登半島地震により居住する家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた生徒						予備入学時	
	24			○	小松市立高校の授業料の免除	(1)、(2)のいずれかを満たす方 (1)保護者等が災害により国税又は県税の減免を受けた世帯 (2)家屋の全壊又は半壊の被害を受けた世帯で前年の所得金額が1千万円以下の世帯						当面の間	
利用料	25			○	介護サービス利用料の免除	○	○	○	○			R7.6.30	12
年金	26	○			国民年金の免除	地震で被災し国民年金保険料の納付が困難な方 (住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方)						詳細は担当課に御確認下さい	12
医療	27		○		【国保・後期共通】医療機関における一部負担金の免除	○	○	○	○			R7.6.30	12

(2)事業所の方

	No.	県	市	支援制度	対象者	申請期限	ページ
事業再建	28		○	小松市なりわい再建支援補助金	市内に事業所を有し、被災した中小企業・小規模事業者等で、県のなりわい再建支援補助金の確定通知を受けたもの ※令和8年3月31日までに県へ交付申請をおこない、令和9年3月31日までに事業(実績報告)完了となるものに限る	R9.3.31	13
	29		○	小松市小規模事業者持続化補助金	市内に事業所を有し、被災した小規模事業者で、国の小規模事業者持続化補助金の確定通知を受けたもの ※令和8年3月31日までに国へ交付申請をおこない、令和9年3月31日までに事業(実績報告)完了となるものに限る	R9.3.31	

※1 半壊以上の罹災証明を受け、あるいは敷地に被害が生じた場合で倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となるなどこれらに準ずるやむを得ない事由により解体した場合は対象となります。

※2 工事においては、認定された方で、尚且つ耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅等

※3 災害救助法の救助の期間中

○ご注意

この支援制度の一覧は、小松市における令和7年4月1日現在の支援制度を掲載しております。
今後、支援制度に追加、変更がある場合は、随時更新していきます。

○その他の支援制度

石川県のホームページ(下記 URL 参照)でも、令和6年能登半島地震で被災された方などの各種相談窓口が紹介されていますので、ご参考として下さい。

石川県ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/>



石川県 HP

1.被災者支援制度を受ける前に

「罹災証明書」・「被災証明書」は、ご自宅や事業所などが被災されたことを証明する大切な書類です。
支援制度を受ける際に、証明証の提出や被害の程度の確認等が求められる場合がありますので、お早めに申請ください。

※ 令和6年12月27日（金曜日）で「罹災証明書」・「被災届出証明書」の申請受付は終了しました。

罹災証明書・被災証明書が必要な支援制度

(1) 罹災証明書（個人の方）

	No.	国	県	市	支援制度	罹災証明書
生活・住まい	2	○			住宅の応急修理	○
	7	○	○	○	生活家電購入支援	○
	10	○	○	○	被災住宅の耐震化支援 ※1	○
生活再建	11	○			被災者生活再建支援制度(基礎支援金)	○
	12	○	○	○	被災者生活再建支援制度(加算支援金)	○
	13			○	被災者生活再建支援制度(小松市見舞金)	○
	14			○	災害援護資金貸付制度	○
	17			○	被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の減額	○
学校関係	22			○	小松市立高校の授業料の免除	○

※1 工事においては、認定された方で、尚且つ耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅等

2.罹災証明書・被災証明書

(1) 個人の方

証明書	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課
罹災証明書	住家の被害の程度を判定し証明します。 ※罹災証明書は、被災者生活再建支援金の 申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求等に提出を求められる場合があります。なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたっては原則不要です。 ※被害の程度が比較的軽く「準半壊に至らない（一部損壊）」に同意できる場合は、自己判定方式で、現地調査を行わず比較的早く発行できます。	住家に被害を受けた方	①罹災証明書交付申請書 ②建物全体・被害場所写真(自己判定方式の場合) ③確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請サービス 【申請期限】 令和6年12月27日(金) ※なお、被害を受けた状況の確認ができない場合等、罹災証明書の発行ができないことがありますので、ご了承ください。	税務課(1階) 0761-24-8032 0761-24-8163
被災届出証明書	住家以外の建物・土地・構築物・動産(車両や家財)について、被災の状況を市に届け出た事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません。	住家以外の建物・土地・構築物(車両や家財)に被害を受けた方	①被災届出証明交付届出書兼証明書 ②被害状況が分かる写真(自己判定方式の場合) ③確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請サービス 【申請期限】 令和6年12月27日(金)	

(2) 事業者の方

証明書	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課
被災証明書	事業者が被害を受けた事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません。	被害を受けた事業者 (店舗、事業所、工場等)	①被災証明書交付申請書 ②被害を受けたことが分かる全体・損傷部分の拡大写真(複数枚) ※事業主本人又は同居の親戚以外の方、従業員以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③メール ④電子申請サービス  【申請期限】 令和9年9月30日(水)	商工労働課(2階) 0761-24-8074 syokou@city.komatsu.lg.jp
被災証明書 (農林漁業)	ビニールハウス等の農林漁業施設に被害を受けた事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません。	農林漁業の被害を受けた事業者(ビニールハウスの農林漁業を受けた事業者) 申請終了	被災状況が分かる写真(損傷部分等複数枚)をお聞きしながら、被災証明書を発行します。	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 当面の間	農林水産課(2階) 0761-24-8080

3. 各種証明発行手数料の免除・減免について

被災に伴う各種手続きに必要な証明書の手数料を当面の間、免除・減免します。申請の際は、下記の発行窓口へ直接お越しください。

名 称	証明書等	発行窓口	申請に必要な書類	担当課
証明書発行等 手数料が 免除・減免 となる証明書	1.住民票の写し 2.戸籍謄本・抄本 3.身分証明書 4.印鑑登録証明書(要:印鑑登録証) 5.印鑑登録証の再発行(※1) 6.マイナンバーカードの再発行(※1) 7.その他諸手続きに必要な証明書等	・市役所市民課(1階) 平日 9:00~17:00 ただし、火・金(通年)と3・4月は~18:30 ・税 務 課 (1階) 平日 9:00~17:00 ・駅前行政サービスセンター 平日 10:00~18:45 (水曜日・祝日の翌日休館) 土日祝 9:30~18:15 ・南 支 所 平日 9:00~17:00 ただし、火・金(通年)と3・4月は~18:30 【手数料】 無 料 コンビニ交付サービスや電子申請サービスは有料	①本人確認ができるもの (運転免許証、保険証等) ②罹災証明書 ③委任状 (代理申請の場合) (※1)上記以外にご持参いただく場合があります。	市民課(1階) 0761-24-8065
	1.所得課税証明書 2.納税証明書 3.資産証明書 4.公課証明書 5.土地・家屋課税台帳(名寄帳)の 閲覧及び写し 6.その他諸手続きに必要な証明書等	・南 支 所 平日 9:00~17:00 ただし、火・金(通年)と3・4月は~18:30 【手数料】 無 料 コンビニ交付サービスや電子申請サービスは有料		税務課(1階) 0761-24-8029
	1.建築確認申請手数料 2.中間検査申請手数料 3.完了検査申請手数料	・建築住宅課(2階) 平日 8:40~17:25 【手数料】 100円/1件 ※令和6年1月1日から2年以内に工事に着手する場合	【住家の場合】 罹災証明書(写し可) 【事業所の場合】 被災証明書(写し可)	建築住宅課(2階) 0761-24-8105

4.個人の方

(1)生活・住まいに関すること

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課
【No.1】 住宅の緊急修理 (ブルーシート等)	被災した住宅の屋根、外壁、建具等が損傷し、雨漏りの恐れがある場合に、業者によりブルーシートやベニヤ等を張った費用を市が直接業者に支払います。 【限度額】1世帯当たり5万円以内 (限度額を超える部分は自己負担)	被災した住家(被災写真を建築住宅課に提出) 申請終了	①被災証明書 ②完了報告書 ③写真(修理前、後) ④施工見積書 ⑤請求書(業者から市)	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 令和6年3月31日(日)	建築住宅課(2階) 0761-24-8106
【No.2】 住宅の応急修理	被災した住宅の屋根、壁、建具、上下水道等の配管など、日常生活に必要な不可欠な部分を応急的に修理した費用(対象経費)を、市が直接業者に支払います。 【上限額】(1世帯当たり) 半壊以上 706,000円以内 準半壊 343,000円以内 ※上限額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。 ※支払い完了後の申請は原則不可となりますので、ご注意ください。	罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 ・準半壊 と認定された方	①住宅の応急修理申込書(様式第1号) ②罹災証明書(写し可) ③施工前の被害状況が分かる写真 ④資力に関する申出書(様式第2号) ⑤修理見積書(様式第3号) ※修理業者とご相談ください。 ⑥住宅被害状況に関する申出書 【修理業者】 ⑦請書(様式第6号) ⑧工事完了報告書(様式第7号) ⑨写真台帳(修理前、中、後) ⑩請求書(業者から市)	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 令和8年9月30日(水)	建築住宅課(2階) 0761-24-8106

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課						
【No.3】 応急仮設住宅 (賃貸型)	被災により自宅での居住が出来なくなった方への一時的な住まいを提供します。 【住宅の条件】 1. 家賃が1ヶ月当たり次の額以下であるもの (次の額を超過することや、超過分を個人負担することはできません。) <table><tr><td>2人以下の世帯</td><td>6万円以下</td></tr><tr><td>3～4人の世帯</td><td>8万円以下</td></tr><tr><td>5人以上の世帯</td><td>11万円以下</td></tr></table> 2. 貸主から同意を得ているもの 3. 不動産事業者(仲介業者)が斡旋により貸与された物件であること 【入居期間】入居日から2年以内 (災害時に民間賃貸住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内) ※応急修理制度を併用する場合は発災日から6ヵ月以内	2人以下の世帯	6万円以下	3～4人の世帯	8万円以下	5人以上の世帯	11万円以下	・住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者 ・半壊であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者 ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある地滑り等による被害を受けた者 ・災害救助法に基づき、避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者	【申請時】 ①入居申込書(様式第1号) ②入居希望物件概要書(様式第1号の2) ③同意書(様式第3号) ④新築書(様式第4号) ⑤退去届(様式第5号) ⑥罹災証明書(写し可)又は罹災証明書交付申請書(写し可) ⑦住民票の写し(原本) (入居予定者全員分、続柄記載あり) 【退去時】 ⑧退去届(様式第9号)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年1月31日(金)	建築住宅課(2階) 0761-24-8095
2人以下の世帯	6万円以下										
3～4人の世帯	8万円以下										
5人以上の世帯	11万円以下										
【No.4】 応急仮設住宅 (市営住宅)	被災により自宅での居住が出来なくなった方への一時的な住まいを提供します。 ※市営住宅の空き状況に応じて、提供できない可能性があります。 【入居期間】 入居から6ヵ月以内 (状況により最長12ヵ月)	令和6年能登半島地震にともなう被災者に対する市営住宅の提供について 罹災証明書が提出された方	①入居申込書(様式第2号) ②新築書(写し可) ③罹災証明書(写し可) ④罹災証明書交付申請書(写し可) ⑤住民票の写し(原本) (入居予定者全員分 続柄記載あり)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和6年12月27日(金)	建築住宅課(2階) 0761-24-8095						
【No.5】 学用品の支給	被災した児童、生徒を対象に、学校を通じ、学用品を給与します。 【対象学用品】 ①教科書、正規の教材(ワークブック、辞書、図鑑等) ②文房具、通学用品(運動靴、体育着等)	住宅が「全壊(焼)」、「流出」、「半壊(焼)」又は浸水の被害を受けた方 学用品を使用することができず就学上支障のある児童、生徒	①新築書 ②罹災証明書(写し可) ③罹災証明書交付申請書(写し可)	【申請方法】 在籍している学校をとおして必要な書類を提出 【申請期限】 当面の間	【小・中・義務教育学校】 学校教育課(6階) 0761-24-8122	【市立高校】 0761-47-2910	【県立学校】 通学する県立学校				
【No.6】 入浴支援	被災により、避難所や自宅に入浴ができない方は無料で入浴ができます。 【実施期間】 当面の間(事業終了時は県よりお知らせ) 【対象施設】 今江温泉元湯(今江町)、角湯(向本折町)木場温泉(木場町)、さくら湯(土居原町)ピュア遊泉寺(遊泉寺町) ※利用できる期間は応急仮設住宅への入居又は自宅の入浴設備が復旧するなどして入浴が可能となる日まで	令和6年能登半島地震により被災された方で ・入浴設備が壊れた方 ・避難所や車中などで生活している方 ・断水や自宅入浴設備が被災する等で入浴できない方	①新築書 ②罹災証明書(写し可) ③罹災証明書交付申請書(写し可) 罹災証明書若しくは申立書	【申請方法】 浴場で罹災証明書を提示または申立書を提出 ※詳細は下記をご覧ください 	石川県薬事衛生課 076-225-1441						

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課
【No.7】 生活家電購入支援	【洗濯機・冷蔵庫・テレビの上限額】 家電 1 点につき 6 万円(消費税を含む) 1 戸あたり 3 品目の総額 (送料・設置料・消費税を含む) 【エアコンの上限額】 総額 10 万円(送料・設置料・消費税を含む)	市内のみなし仮設 (賃貸) 住宅、公 益住宅及び国家公 務員宿舎に入居す るもの エアコンについて は当該住戸にエア コンがない場合に 限る。	①申請書(請求書) ②市町村の押印のある賃貸型応急 住宅賃貸借契約書(写) ③申請者本人確認書類(写) ④家電購入にかかる領収書及び 家電の種類がわかる書類(写) ⑤受取口座を確認できる書類(写)	【申請方法】 窓 口 【申請期限】 令和8年3月31日(火)	建築住宅課(2 階) 0761-24- 8095
【No.8】 生活必需品の給与等	被災により必要な被服や日用品等を 損失し、直ちに日常生活を営むこと が困難な世帯に対し、生活必需品を 支給します。	住家が、「全壊」、 「全焼」、「流出」、 「半壊」、「半焼」 または「床上」 の被害を受 帯で小松市におい て生活を営むも の。	申請書 証明書(写し可)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③メール ④FAX	長寿介護課(1階) 0761-24-8147
【No.9】 被災宅地等復旧支援	被災した宅地において、早期の宅地 復旧と被災者の負担軽減を図るた め、個人施工の復旧工事に対する費 用の一部を支援します。 【対象工事】 ① のり面の復旧工事 ② 擁壁の復旧工事 ③ 地盤の復旧工事 ④ 地盤改良工事 ⑤ 住宅基礎の傾斜復旧工事 【補助額】(1宅地当たり) 対象工事費から50万円を控除した 額の2/3 【上限額】(1宅地当たり) 7,666,000円以内 ※上限額を超える費用、対象外の工 事部分の費用は自己負担と なり ます。	被災した宅地の所 有者、管理者又は 占有者(管理者又 は占有者は、所有 者の工事の施工に ついて承諾を得た ものに限る)	【申請時】 ①交付申請書(様式第 1 号) ②設計図書 (位置図、計画平面図、構造 図、構造計算書など) ③積書の写し及び工事内訳書 ④災状況を確認できる資料(写真等) ⑤災宅地の所有者(申請者を除く)の承諾書 ⑥記事項証明書及び公図 ⑦住宅の用に供されていたこと が確認できる資料(住民票等) 【完了時】 ① 完了届(様式第 6 号) ② 工事請負契約書等の写し ③ 完成図書 【補助金請求時】 ① 交付請求書(様式第 8 号) ② 領収書等	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 当面の間	建築住宅課(2階) 0761-24-8106

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課
【No.10】 被災住宅の耐震化支援	木造住宅の耐震診断や耐震改修工事、傾斜修復工事、建替を行う場合に、費用の一部を補助します。 【耐震診断】 耐震診断に対し費用の4/5を補助します。 (限度額)12万円 【建替工事】 耐震診断により「評点 1.0 未満」と判断された住宅の建替工事を行う際に費用の一部を補助します。 ※建替後の住宅は、省エネ基準の適合が必要です。 (限度額) 一戸建て住宅 180万円 共同住宅・長屋 360万円 (90万円/戸) ※上限額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。 【耐震改修・傾斜修復工事】 耐震診断により評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震改修工事及びジャッキアップ等により建物の傾斜を修復する工事を行う際に費用の一部を補助します。 (限度額) 一戸建て住宅 180万円 共同住宅・長屋 360万円 (90万円/戸) ※上限額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。 【加算工事】 耐震改修工事と併せて、次のいずれかの工事を行う際に費用の1/2を補助します。 ①基礎の補強 ②減築 ③屋根の軽量化 (限度額) 一戸建て住宅 70万円 共同住宅・長屋 40万円 ※上限額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。	罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 ・準半壊 ・一部損壊 と認定された方で、耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅等	申請書、 添付書類 (別表)	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 当面の間	建築住宅課(2階) 0761-24-8105

【被災住宅の耐震化支援の申請】

	書類の名称等	診断	改修	建替
認定申請	1 補助事業認定申請書（様式第1号）	○	○	○
	2 現況平面図	○	○ ※	○
	3 現況写真（外観4景、内部主要室の全て）	○	○ ※	○
	4 付近見取り図	○	○ ※	○
	5 補助対象住宅の所有者が分かる書類（登記事項証明書等）	○	○ ※	○
	6 補助対象住宅の建築年が分かる書類（検査済証等の写し）	○	○ ※	○
	7 所有者の同意書（補助対象者が所有者でない場合に限る）	○	○ ※	○
	8 居住者の同意書（補助対象者が居住者でない場合に限る）	○	○ ※	○
	9 誓約書（補助対象者が所有予定者又は居住予定者の場合に限る）	○	○ ※	○
	10 完納証明書（市税の滞納がない証明）	○	○ ※	○
	11 事業に伴う契約書等の写し	○	○	○
	12 事業に要する費用の見積書又はその写し	○	○	
	13 事業計画書（別紙1、別紙2）	○	○	○
	14 耐震改修工事等計画報告書		○	○
	15 現況の耐震診断総合判定		○ ※	○
	16 補強後の耐震診断総合判定		○	
	17 平面図等の計画内容が分かる図面	○	○	○
	18 罹災証明書	○	○	○
	19 委任状（申請を委任する場合）		○	○
交付申請 兼 実績報告	1 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）	○		
	2 耐震診断総合判定	○		
	3 耐震改修工事実績報告書		○	○
	4 補強後の耐震診断総合判定（変更がない場合は不要）		○ ※	
	5 平面図等の改修内容が分かる竣工図面（変更がない場合は不要）		○ ※	
	6 耐震改修工事写真（全ての補強箇所の内容が確認できるもの）		○	
	7 建築基準法に基づく検査済証の写し			○
	8 省エネ基準に適合することが分かる書類			○
	9 事業に要する費用の見積書又はその写し（変更がない場合は不要）	○	○	
	10 事業に伴う領収書の写し	○	○	○
	11 補助金交付請求書（様式第7号）（代理受領の場合は様式第8号）	○	○	○
	12 請求及び受領に関する委任状（代理受領を行う場合に限る）	○	○	○

耐震改修、建替時の申請において、耐震診断の補助を受け、すでに提出している場合は「※」の書類は省略可

(2)生活再建に関すること

【制度No.】名称	概要				対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課
【No.11・12】被災者生活再建支援制度（基礎支援金）（加算支援金）	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の方に国（公益財団法人 都道府県センター）より支援金が支給されます。また、国の制度の対象とならない半壊世帯の方へは、県の制度（県・市各 1/2 支援）により住宅の再建方法に応じた支援金が支給されます。				【(1)基礎支援金】 罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 と認定された世帯	申請書 および 添付書類（別表） ※対象者の方には郵送いたします。	【申請方法】 ①郵 送 ②窓 口 再建支援制度 ・基礎支援金 R8.2.2 ・加算支援金 R9.2.1 ※半壊世帯のみ R9.2.1	ふれあい福祉課(1階) 0761-24-8051
	【(1)基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給 ※支援金は見舞金として支給されるため、用途は制限されません。				【(2)加算支援金】 罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 と認定され、再建を行った世帯。			
	【(2)加算支援金】 住宅の被害程度および再建方法に応じて支給				※[No.2]応急修理と併用できます。（ただし、自己負担が発生している場合に限りません。）			
					※借家、賃貸アパート等にお住いの方も支援金の対象となります。			
					◎空家・別荘・他人に賃貸している物件・建設中の住宅は対象外です。			

- ※1 罹災証明が大規模半壊、中規模半壊又は半壊、あるいは敷地に被害が生じた場合、住家の倒壊防止や、居住するために必要な補修費等が著しく高額となるなどこれらに準ずるやむを得ない事由により解体した場合。
- ※2 建設とは被災した住宅を解体し新しい住宅を建設すること。
- ※3 補修とは被災した住宅の一部を新しい住宅の一部として増築、改築すること。
- ※4 賃借とは借家・賃貸アパート等へ入居すること。（公営住宅を除く）
- 住民票上、同世帯の場合でも生計を一にしていないことが分かる資料（公共料金が別で契約されていることがわかるものの写し等）のご提出があれば別世帯となり、世帯ごとに申請ができます。

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法	担当課
【No.13】被災者生活再建支援制度（小松市見舞金）	災害により居住する住宅が被災し、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない世帯の方へ、見舞金をします。	12月27日(金) 罹災証明書を申請し、準半壊と認定された世帯	①申請書 ※対象者の方には郵送いたします。	【申請方法】 郵送	ふれあい福祉課(1階) 0761-24-8051
	【見舞金】				
	<table><tr><th>罹災証明書の区分</th><th>基礎支援金</th></tr><tr><td>準半壊</td><td>15万円</td></tr></table>				
罹災証明書の区分	基礎支援金				
準半壊	15万円				

【(1)基礎支援金】

添付書類	全壊	解体	敷地被害解体	大規模半壊
罹災証明書 ※5	○	○	○	○
住民票 ※5	○	○	○	○
同意書 ※5	○	○	○	○
預貯金通帳の写し ※6	○	○	○	○
居住を証明する書類 ※7	△	△	△	△
解体証明書 ※8	—	○	○	—
敷地被害証明書類 ※9	—	—	○	—

【(2)加算支援金】

上記【(1)基礎支援金】の添付書類に加えて以下の書類が必要になります。

添付書類	全壊	解体	敷地被害解体	大規模半壊	中規模半壊	半壊
契約書の写し	○	○	○	○	○ ※10	○ ※10

- ※5 申請時に住民票及び罹災証明書の添付が必要ですが、「被災状況、世帯情報の取得に関する同意書」により添付不要となります。
- ※6 振込口座の確認で使いますのでキャッシュカードでも代用可能です。また、世帯主以外の世帯員に振り込む場合は委任状が必要となります。
- ※7 令和6年1月1日時点で、被災場所に居住していても、住民票がない方は居住の実態が確認できる書類（公共料金領収書の写し等）の提出が必要です。
- ※8 滅失登記簿謄本など公的機関による証明書。
- ※9 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書。
- ※10 中規模半壊・半壊の場合は加算支援金のための申請となりますが、基礎支援金と同様の書類が必要となります。

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課									
【No.14】 災害援護資金 貸付制度	災害により住居、家財に被害を受けた世帯の生活の再建を支援するため、住居、家財の買い替え、修繕等にかかる資金の貸し付けを行います。	罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 と認定された方 ※準半壊、一部損壊（床上浸水）においても、被害の状況に応じて利用できる場合があります。	①申請書 ②契約書 ※その他、必要に応じて書類をお願いします。	【申請方法】 ①窓口 ※代理申請は不可 【申請期限】 当面の間	ふれあい福祉課(1階) 0761-24-8051									
	【貸付限度額】（世帯主に1カ月の負傷がない場合）													
	<table><tr><th>被災の程度</th><th>貸付限度額</th></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>250万円</td></tr><tr><td>住居の大規模半壊・中規模半壊・半壊</td><td>170万円</td></tr><tr><td>家財の1／3以上の損害</td><td>150万円</td></tr></table>					被災の程度	貸付限度額	住居の全壊	250万円	住居の大規模半壊・中規模半壊・半壊	170万円	家財の1／3以上の損害	150万円	
	被災の程度					貸付限度額								
	住居の全壊					250万円								
	住居の大規模半壊・中規模半壊・半壊					170万円								
家財の1／3以上の損害	150万円													
【所得制限】														
<table><tr><th>世帯人数</th><th>市県民税の総所得金額</th></tr><tr><td>1人</td><td>220万円未満</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円未満</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円未満</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円未満</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr></table>	世帯人数	市県民税の総所得金額	1人	220万円未満	2人	430万円未満	3人	620万円未満	4人	730万円未満	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額		
世帯人数	市県民税の総所得金額													
1人	220万円未満													
2人	430万円未満													
3人	620万円未満													
4人	730万円未満													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額													
【償還期間】 10年(据置期間3年) 【貸付利率】 保証人あり:無利子 保証人なし:据置期間中は無利子、据置期間後は年1.5%														
【No.15】 被災家屋の 解体・撤去 (公費解体制度)	令和6年能登半島地震により被災した家屋等を所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う制度(公費解体制度)を実施します。	罹災証明書 ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 と認定された方	申請書、添付書類(別表)	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 ・費用償還・・・ 令和6年12月27日 (ただし解体契約締結が6月30日までに限る) ・公費解体・・・ 令和6年12月27日	環境推進課(2階) 0761-24-8069									
	【費用負担】													
	<table><tr><th>制度の種別</th><th>概要</th><th>費用負担</th></tr><tr><td>費用償還</td><td>所有者ご自身が解体業者と契約のうえ解体、撤去をした場合</td><td>市が定める基準額と実際の総額のいずれか低い方の額</td></tr><tr><td>公費解体</td><td>市が所有者に代わって解体・撤去する場合</td><td>全額公費(対象経費のみ)</td></tr></table>					制度の種別	概要	費用負担	費用償還	所有者ご自身が解体業者と契約のうえ解体、撤去をした場合	市が定める基準額と実際の総額のいずれか低い方の額	公費解体	市が所有者に代わって解体・撤去する場合	全額公費(対象経費のみ)
	制度の種別					概要	費用負担							
	費用償還					所有者ご自身が解体業者と契約のうえ解体、撤去をした場合	市が定める基準額と実際の総額のいずれか低い方の額							
公費解体	市が所有者に代わって解体・撤去する場合	全額公費(対象経費のみ)												
建物の一部解体やリフォームを行うもの、壊れていない建物、塀や立ち木などは対象外です。 また、住宅の応急修理制度を受けた建物も原則対象外です。														

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課
【No.16】 農業機械再取得等支援事業	被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設や機械の復旧等を緊急的に支援するもの。 支援例：農産物の生産・加工に必要な施設の修繕又は再取得 【補助率】最大 9/10	能登半島地震によって農業被害を受けた農業者や法人	・要望申込書&被災証明書 ・被災状況が分かる写真 ・領収書(3者)・発注書・納品書・請求書 ・農業用機械の型式が分かる書類 ・農業用施設の詳細(所有者・面積等)が分かる書類 ・確定申告書の写しや出荷伝票	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 2次締切 8月9日(金) 3次締切 10月18日(金)	農林水産課(2階) 0761-24-8080

(3)市税に関すること

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課
【No.17】 被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の減額	被災した家屋に代わる家屋を取得し、要件を満たした場合は、固定資産税・都市計画税を減額します。 【被災家屋の要件】 災害により滅失又は損壊した家屋で、市町村の調査で被害の程度が半壊以上であることが確認でき、当該家屋の取壊し、売却などの処分がなされたもの 【代替家屋の要件】 令和 11 年 3 月 31 日までに取得した家屋で、使用目的が被災家屋と同一のもの 【減額の内容】 代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から 4 年度分を 2 分の 1 に減額します。	被災家屋の所有者、相続人、同居する 3 親等内の親族、合併法人、分割継承法人	①減額申告書 ②罹災証明書 ③被災家屋が所在したことを証する書類 ④被災家屋の処分状況が確認できる書類 ※被災家屋が小松市に所在した場合は、②～④は提出不要です。 ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 お問い合わせください。	税務課(1階) 0761-24-8032
【No.18】 被災代替償却資産に係る固定資産税の減額	被災した償却資産に代わる償却資産を取得し、要件を満たした場合は、固定資産税を減額します。 【被災償却資産の要件】 災害により滅失又は損壊した償却資産で、除却又は売却の処分がなされたもの 【代替償却資産の要件】 令和 11 年 3 月 31 日までに取得した償却資産で、被災償却資産に代わるものとして取得したもの 【減額の内容】 代替償却資産の固定資産税について、取得の翌年から 4 年度分を 2 分の 1 に減額します。 ※償却資産は固定資産税のみ（都市計画税はかかりません）	被災償却資産の所有者、相続人、合併法人、分割継承法人	①特例申告書 ②代替資産対照表 ③被災償却資産が災害により滅失又は損壊したことを証する書類 ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③eL タックス 【申請期限】 代替償却資産を取得した年の翌年の 1 月 31 日 ※期限までに提出できない場合は、事前にご相談ください。	税務課(1階) 0761-24-8163

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課																																								
【No.19】 国民健康保険税の減免	主たる生計維持者の事業収入の減少等及び住家損害程度に応じて保険税を減免します。																																												
	【減免期間】 令和6年1月1日～令和7年3月31まで																																												
	【対象世帯及び減免割合等】																																												
	<table><tr><td>対象世帯</td><td>減免割合等</td></tr><tr><td>主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯</td><td>全部</td></tr><tr><td>主たる生計維持者の行方が不明となった世帯</td><td>全部</td></tr><tr><td rowspan="5">主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯 ※損失金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下</td><td><table><tr><td>前年の合計所得金額</td><td>減額又は免除の割合</td></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>10分の4</td></tr><tr><td>1000万円以下</td><td>10分の2</td></tr></table></td></tr><tr><td rowspan="4">主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 ※損害金額及び所得要件なし</td><td><table><tr><td>損害程度</td><td>軽減又は免除の割合</td></tr><tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊～大規模半壊</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>2分の1を超えない範囲で市が決定した額</td></tr></table></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>					対象世帯	減免割合等	主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯	全部	主たる生計維持者の行方が不明となった世帯	全部	主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯 ※損失金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下	<table><tr><td>前年の合計所得金額</td><td>減額又は免除の割合</td></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>10分の4</td></tr><tr><td>1000万円以下</td><td>10分の2</td></tr></table>	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下	全部	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2	主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 ※損害金額及び所得要件なし	<table><tr><td>損害程度</td><td>軽減又は免除の割合</td></tr><tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊～大規模半壊</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>2分の1を超えない範囲で市が決定した額</td></tr></table>	損害程度	軽減又は免除の割合	全壊	全部	半壊～大規模半壊	2分の1	床上浸水	2分の1を超えない範囲で市が決定した額										
	対象世帯					減免割合等																																							
	主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯					全部																																							
	主たる生計維持者の行方が不明となった世帯					全部																																							
	主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯 ※損失金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下					<table><tr><td>前年の合計所得金額</td><td>減額又は免除の割合</td></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>10分の4</td></tr><tr><td>1000万円以下</td><td>10分の2</td></tr></table>	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下	全部	400万円以下		10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2																										
						前年の合計所得金額	減額又は免除の割合																																						
						300万円以下	全部																																						
400万円以下		10分の8																																											
550万円以下		10分の6																																											
750万円以下	10分の4																																												
1000万円以下	10分の2																																												
主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 ※損害金額及び所得要件なし	<table><tr><td>損害程度</td><td>軽減又は免除の割合</td></tr><tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊～大規模半壊</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>2分の1を超えない範囲で市が決定した額</td></tr></table>	損害程度	軽減又は免除の割合	全壊	全部	半壊～大規模半壊	2分の1	床上浸水	2分の1を超えない範囲で市が決定した額																																				
	損害程度	軽減又は免除の割合																																											
	全壊	全部																																											
	半壊～大規模半壊	2分の1																																											
床上浸水	2分の1を超えない範囲で市が決定した額																																												

(4)保険料・利用料の減免に関すること

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課													
【No.20】 介護保険料の減免	住家の被害の程度などに応じて介護保険料を減免します。	左記に同じ	①申請書 ※その他、必要に応じて書類をお願いする場合があります。	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年3月31日(月)	医療保険課(1階) 0761-24-8058													
	【減免期間】 令和6年1月1日～令和7年3月31日までの納期分																	
	<table><tr><td>対象者</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>全壊(長期避難世帯含む)</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊～大規模半壊</td><td>2分の1</td></tr></table>					対象者	減免割合	全壊(長期避難世帯含む)	全部	半壊～大規模半壊	2分の1							
	対象者					減免割合												
	全壊(長期避難世帯含む)					全部												
	半壊～大規模半壊					2分の1												
	<table><tr><td>床上浸水 ※上記に該当する場合は除く</td><td>2分の1を超えない範囲で市が決定</td></tr><tr><td>主たる生計維持者が死亡、障害者、重篤な傷病、行方不明</td><td>全部</td></tr><tr><td>主たる生計維持者の事業収入等が3分の10以上減少</td><td>前年合計所得金額210万円以下 全部 210万円超 8分の10 ※要件緩和あり</td></tr></table>					床上浸水 ※上記に該当する場合は除く	2分の1を超えない範囲で市が決定	主たる生計維持者が死亡、障害者、重篤な傷病、行方不明	全部	主たる生計維持者の事業収入等が3分の10以上減少	前年合計所得金額210万円以下 全部 210万円超 8分の10 ※要件緩和あり							
床上浸水 ※上記に該当する場合は除く	2分の1を超えない範囲で市が決定																	
主たる生計維持者が死亡、障害者、重篤な傷病、行方不明	全部																	
主たる生計維持者の事業収入等が3分の10以上減少	前年合計所得金額210万円以下 全部 210万円超 8分の10 ※要件緩和あり																	
申請終了																		
【No.21】 後期高齢者医療保険料の減免	主たる生計維持者の事業収入の減少等及び住家損害程度に応じて保険料を減免します。	左記に同じ	①申請書 ②罹災証明書(写し可)等 ③委任状(代理申請の場合)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年3月31日(月)														
	【減免期間】 令和6年1月1日～令和7年3月31まで																	
	【対象世帯及び減免割合等】																	
	<table><tr><td>対象世帯</td><td>減免割合等</td></tr><tr><td>主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯</td><td>全部</td></tr><tr><td>主たる生計維持者の行方が不明となった世帯</td><td>全部</td></tr></table>					対象世帯	減免割合等	主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯	全部	主たる生計維持者の行方が不明となった世帯	全部							
	対象世帯					減免割合等												
	主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯					全部												
	主たる生計維持者の行方が不明となった世帯					全部												
	主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯 ※損失金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下					<table><tr><td>前年の合計所得金額</td><td>減額又は免除の割合</td></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>10分の4</td></tr><tr><td>1000万円以下</td><td>10分の2</td></tr></table>	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下	全部	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
						前年の合計所得金額	減額又は免除の割合											
						300万円以下	全部											
						400万円以下	10分の8											
						550万円以下	10分の6											
						750万円以下	10分の4											
1000万円以下	10分の2																	
主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 ※損害金額及び所得要件なし	<table><tr><td>損害程度</td><td>軽減又は免除の割合</td></tr><tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊～大規模半壊</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>床上浸水 ※上記に該当する場合は除く</td><td>2分の1を超えない範囲で石川県後期高齢者医療広域連合が決定した額</td></tr></table>	損害程度	軽減又は免除の割合	全壊	全部	半壊～大規模半壊	2分の1	床上浸水 ※上記に該当する場合は除く	2分の1を超えない範囲で石川県後期高齢者医療広域連合が決定した額									
	損害程度	軽減又は免除の割合																
	全壊	全部																
	半壊～大規模半壊	2分の1																
	床上浸水 ※上記に該当する場合は除く	2分の1を超えない範囲で石川県後期高齢者医療広域連合が決定した額																
申請終了																		

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	担当課												
【No.22】 小松市立高校の入学学力検査手数料の免除	小松市立高等学校の令和7年分入学学力検査手数料を免除します。 【対象者】 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により保護者等の家屋が半壊以上の被害を受けた生徒	申請終了 同じ	罹災証明書 (写し)	入学願書出願時	小松市立高等学校 0761-47-2910												
【No.23】 小松市立高校の入学金の免除	小松市立高等学校の令和6年度入学金を免除します。 【対象者】 令和6年能登半島地震により居住する家屋の流失、全壊又は全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた生徒	申請終了 同じ	①申請書 ②罹災証明書 (写し可)	【申請方法】 市立高校事務室 【申請時期】 予備入学時													
【No.24】 小松市立高校の授業料の免除	小松市立高等学校に通学する生徒と同居する保護者等の住宅に被災があった場合は、授業料を免除します。 ※高等学校等就学支援金の受給者は対象外です。 【対象期間】 令和7年4月から令和8年3月分 【対象者】 (1)、(2)のいずれかを満たす方 (1)保護者等が災害により国税又は県税の減免を受けた世帯 (2)家屋の全壊又は半壊の被害を受けた世帯で前年の所得金額が1千万円以下の世帯	左記に同じ	①申請書 ②家庭状況調書 ③罹災証明書 (写し可)	【申請方法】 市立高校事務室 【申請期限】 当面の間													
【No.25】 介護サービスの利用料の免除	住家の被害程度などに応じて、介護サービス料の支払いを免除します。 【対象期間】 令和7年6月利用分まで 【対象者】 <table><tr><th>要件</th><th>要件等</th></tr><tr><td>1</td><td>住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</td></tr><tr><td>2</td><td>主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方</td></tr><tr><td>3</td><td>主たる生計維持者の行方が不明である方</td></tr><tr><td>4</td><td>主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方</td></tr><tr><td>5</td><td>主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方</td></tr></table>	要件	要件等	1	住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方	2	主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方	3	主たる生計維持者の行方が不明である方	4	主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方	5	主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方	申請終了 左記に同じ	—	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年6月30日(月)	長寿介護課(1階) 0761-24-8149
要件	要件等																
1	住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方																
2	主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方																
3	主たる生計維持者の行方が不明である方																
4	主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方																
5	主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方																
【No.26】 国民年金の免除	災害により被災した方の国民年金保険料(第1号被保険者の保険料)を免除します。 【免除される期間】 令和5年11月分から令和8年6月分まで 【対象者】 地震で被災し、国民年金保険料の納付が困難な方 (住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方)	左記に同じ	①申請書 ②被災状況届 ③罹災証明書 (写し可) (保険金・損害賠償金等が支給される場合) 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し	【申請方法】 ①窓口 ②年金事務所 (郵送可) 【申請期限】 免除される月の2年1か月後 ※詳細は担当課でご確認下さい	医療保険課(1階) 0761-24-8060												
【No.27】 【国保・後期共通】 医療機関における一部負担金の免除	住家の損害程度等に応じて医療機関窓口での支払いを免除します。 【特例期間】 令和7年6月末まで(6月分の診療まで) 【対象者】 <table><tr><th>要件</th><th>要件等</th></tr><tr><td>1</td><td>住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</td></tr><tr><td>2</td><td>主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方</td></tr><tr><td>3</td><td>主たる生計維持者の行方が不明である方</td></tr><tr><td>4</td><td>主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方</td></tr><tr><td>5</td><td>主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方</td></tr></table>	要件	要件等	1	住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方	2	主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方	3	主たる生計維持者の行方が不明である方	4	主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方	5	主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方	申請終了 左記に同じ	①申請書 ②罹災証明書 (写し可)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年6月30日(月)	医療保険課(1階) 0761-24-8059
要件	要件等																
1	住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方																
2	主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方																
3	主たる生計維持者の行方が不明である方																
4	主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方																
5	主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方																

5.事業者の方

(1)事業再建に関すること

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・期限	問合せ
【No.28】 小松市なりわい再 建支援補助金	被災した中小企業者等の市内での復旧・復興を促進するため、県が実施する「なりわい再建支援補助金」に対し、上乗せ支援を実施します。 対象経費 工場・店舗等の施設、生産機械等の設備の復旧・復興費用 補助率 石川県なりわい再建支援補助金の確定金額の2/15（※条件により例外あり） 上限額 100万円(国県上限額 15億)	市内に事業所を有し、被災した中小企業・小規模事業者等で、県のなりわい再建支援補助金の確定通知を受けたもの ※令和8年3月31日までに県へ交付申請をおこない、令和9年3月31日までに事業（実績報告）完了となるものに限る	小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）及び石川県なりわい再建支援補助金に係る ①確定通知書の写し ②計画書の写し ③実績報告書の写し	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和9年3月31日(水)	商工労働課(2階) 0761-24-8074
【No.29】 小松市小規模事業者持続化補助金	被災した小規模事業者等の市内での事業再建に向け、国が実施する「小規模事業者持続化補助金」に対し、上乗せ支援を実施します。 対象経費 商工会議所の確認を受けた経営計に沿って行う機械設備等の導入費用や広告費、展示会への出店費用等 補助率 国の小規模事業者持続化補助金(災害枠)の確定金額の3/20（※条件により例外あり） 上限額 30万円	市内に事業所を有し、被災した小規模事業者等で、国の小規模事業者持続化補助金の確定通知を受けたもの ※令和8年3月31日までに国へ交付申請をおこない、令和9年3月31日までに事業（実績報告）完了となるものに限る			

6.国・県税の特別措置

主な税目	概要	問合せ
所 得 税	災害により、住宅や家財が損害を受けたときは、所得税が軽減免除される場合があります。	小松税務署(個人課税部門) ☎0761-23-5906
自動車税(種目別)	災害により、自動車を修繕・買い換えした際の自動車税が減免されます。	石川県小松県税事務所 ☎0761-23-1713 
個 人 事 業 税	個人事業税を納付している個人事業主が被災した場合に、個人事業税が減免されます。	
不 動 産 取 得 税	以下の場合は、不動産取得税が減免されます。 ・災害により不動産が滅失、損壊し3年以内に代替の不動産を取得した場合 ・課税された不動産が災害により納期限までに滅失又は損壊した場合	

○小松市ホームページ「令和6年能登半島地震による被災者支援制度一覧」

小松市ではホームページに今回の地震に伴う災害支援制度の一覧を掲載しています。

詳しくは、QR コード又は 能登半島地震における支援制度について 検索